

令和7年度東京都医療勤務環境改善支援センター一年次活動計画（案）

○ 東京都医療勤務環境改善支援センターとしての目的（設置要綱第1）

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の2第3項の規定に基づき、東京都における医療従事者の勤務環境の改善を促進

○勤務環境改善マネジメントシステムの導入（面として、継続的な改善）

○個別案件の解消、セミナーの実施（点として、短期的な改善支援）

No	STEP1	区分	対象	取組項目
1	成果目標	アウトプット（成果物）目標	全体	相談／引き合い件数（支援医療機関数）
2	成果目標	アウトプット（成果物）目標	全体	支援案件数
3	成果目標	アウトプット（成果物）目標	全体	労務管理／医業経営アドバイザー協働支援件数
4	成果目標	アウトプット（成果物）目標	全体	医療機関、医療従事者、関係団体及び都民に向けた普及啓発取組
5	成果目標	アウトカム（成果物の効果・効用）目標	特定	特定労務管理対象機関数の減少（指定期間3か年目標）
6	成果目標	アウトカム（成果物の効果・効用）目標	特定	特定労務管理対象機関における特定対象医師数の減少（指定期間3か年目標）
7	成果目標	アウトカム（成果物の効果・効用）目標	全体	勤務環境改善マネジメントシステム導入医療機関数の増加

※東京労働局仕様書で目標設定しているが、医療機関からの支援希望に応じた支援を行っているため、勤改センターとしての具体的な数値目標設定は定めていない。

No	STEP2	区分	区分	取組項目	対応方法	実施時期
1	支援方針	管内医療機関の状況把握の実施	全体	都内 A 水準医療機関の適切な労務管理・時間外労働時間の維持及び特定管理対象機関の労働時間短縮等に向けた取組の推進、フォローアップに必要な情報収集を行う	詳細は現状把握に記載	—
2	支援方針	重点的に支援する医療機関	特定	特定労務管理対象機関について、各種調査等の結果から支援ニーズが高いと考えられる医療機関を重点的に支援する	各種調査を踏まえて、アドバイザーを含む勤改センターメンバーで対応方針を検討し、該当の医療機関への支援を行う	随時
3	支援方針	重点的に支援する医療機関	全体	特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関、定期的に指定の必要性を周知し、計画策定及び改善取組が必要となる医療機関を重点的に支援する	各種調査を踏まえて、アドバイザーを含む勤改センターメンバーで対応方針を検討し、該当の医療機関への支援を行う	随時
4	支援方針	重点的に支援する医療機関	全体	地域医療介護総合確保基金（区分 6）の補助を受ける医療機関補助対象としている取組について、時短計画の確認を踏まえ、改善取組が必要となる医療機関を重点的に支援する	個別相談に対応するとともに、交付申請時に審査、計画への盛り込みについて指導する	随時 （交付申請は 9 月頃を想定）
5	支援方針	重点的に支援する医療機関	全体	その他（支援すべき重大な課題を把握した医療機関、立入検査結果指摘医療機関、労働基準監督署指導医療機関等）について、関係部署と連携の上、必要な支援を行う	平時より関係各所と情報共有するとともに、課題発生時には連携して迅速に対応（支援）を行う	随時
6	支援方針	個別医療機関への支援の実施	全体	個別支援にあたっては、事前に医療機関の支援希望内容等を擦り合わせをし、確実に依頼に応えられるように準備する	東京都は、医療機関からしっかりとニーズを引き出してアドバイザーに共有、アドバイザーはそれに対応できる人選及び情報収集を行う	随時
7	支援方針	個別医療機関への支援の実施	全体	医師の時間外労働の上限規制をきっかけとした医療機関内の医師以外の医療従事者の勤務環境改善を含めた働き方改革を推進する	働き方改革への関心が弱い、医師労働時間短縮計画作成対象医療機関以外の医療機関に対して、特に積極的な普及啓発及び支援を行う	随時
8	支援方針	個別医療機関への支援の実施	全体	定量的な労働時間の把握、宿日直許可、自己研鑽への適切な対応を行う	医療機関の求めに応じ、宿日直許可、36協定、その他労働関係法令の対応及び理解促進等について、労働局と連携して対応	随時
9	支援方針	個別医療機関への支援の実施	全体	タスク・シフト/シェアの推進（医師事務作業補助者、看護補助者の確保定着支援等）を行う	導入支援や補助事業の活用について、全医療機関を対象に通知を発出し、セミナー等で活用促進を図るとともに、個別相談に対応	随時
10	支援方針	関連制度等の周知・啓発	全体	医療勤務環境改善マネジメントシステム、働き方改革関連制度の普及促進	通知・パンフレット、メルマガ等による情報提供、講師派遣、地域医療関係団体等との協働セミナー開催、電話相談、訪問支援、個別相談会の開催等	随時
11	支援方針	関連制度等の周知・啓発	全体	地域医療介護総合確保基金に基づく補助金や医師等医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度の活用に関する周知助言及び支援を行う	制度活用について、全医療機関を対象に通知を発出して周知するとともに、セミナー等で活用促進を図るとともに、個別相談に対応	随時
12	支援方針	関連制度等の周知・啓発	全体 <重点>	医療関係機関及び地域住民・患者に向けた医師の働き方改革の周知・啓発	ホームページや SNS を活用した普及啓発を行うとともに、救急の日等、都民の集まるイベント等に共同参加する等して積極的に情報発信を行う。	随時
13	支援方針	関係者との協議、情報共有	全体	運営協議会（勤務環境改善部会）の開催	開催回数：年 2～3 回実施 協議事項：医療従事者の勤務環境改善対策、東京都医療勤務環境改善支援センターの運営方針及び業務内容に関する事項	第 1 回：7～8 月 第 2 回：10～11 月 第 3 回：2～3 月
14	支援方針	関係者との協議、情報共有	全体	連絡調整会議（勤改センター連絡会）の開催	開催回数：年 12 回（月 1 回） 協議事項：医療従事者の勤務環境の改善に関する、必要な情報の提供、助言その他の援助、調査及び普及啓発に関する事項	毎月
15	支援方針	関係者との協議、情報共有	全体	アドバイザー活動日誌及び各種報告書等による情報共有	各医療機関の支援状況を関係者（都道府県、勤改センター、都道府県労働局、医療労務管理支援事業受託事業者、医業経営アドバイザー、医療労務管理アドバイザー、スーパーバイザー等）と共有	随時 （月 1 回以上）
16	支援方針	関係者との協議、情報共有	全体	アドバイザー向け研修会の実施	医療法、保健医療計画や地域医療構想等の基礎的な知識から、医師労働時間短縮計画見直しに係る具体的な知識の習得まで、支援に必要な情報収集等を積極的に実施する。	随時

No	STEP3	区分	区分	取組項目	把握方法（予定）	対応時期
1	現状把握	医師労働時間短縮計画の進捗状況	特定	時間外・休日労働時間の状況	暫定評価、最終評価の見直し後計画及び参考資料にて確認	暫定評価：2～3月 最終評価：5月 ※他調査結果等で確認が必要な医療機関には随時対応
2	現状把握	医師労働時間短縮計画の進捗状況	特定	勤務環境改善に関する取組の進捗状況	暫定評価、最終評価の見直し後計画及び参考資料にて確認	暫定評価：2～3月 最終評価：5月 ※他調査結果等で確認が必要な医療機関には随時対応
3	現状把握	医師労働時間短縮計画の進捗状況	特定	医療機関勤務環境評価センターの評価結果に基づく改善状況	暫定評価、最終評価の見直し後計画及び参考資料にて確認	暫定評価：2～3月 最終評価：5月 ※他調査結果等で確認が必要な医療機関には随時対応
3	現状把握	医師労働時間短縮計画の進捗状況	特定	その他勤務環境改善に関する取組等の円滑な実施に必要と考えられる事項	暫定評価、最終評価の見直し後計画にて確認	暫定評価：3月 最終評価：5月 ※他調査結果等で確認が必要な医療機関には随時対応
4	現状把握	追加的健康確保措置の体制整備等の状況	全体	面接指導の体制整備及び実施状況	時短計画の確認及び医療法第25条に基づく立入検査部門（医療安全課）との情報共有	随時
5	現状把握	追加的健康確保措置の体制整備等の状況	全体	勤務間インターバルの体制整備及び確保状況	時短計画の確認及び医療法第25条に基づく立入検査部門（医療安全課）との情報共有	随時
6	現状把握	その他の医療機関の取組状況	全体	医師の働き方改革に伴う地域医療提供体制への影響	救急・周産期・小児部門を所管する救急災害医療課、及びそれぞれの所管会議と情報共有して対応	随時 (半期ごとに実績等の確認を検討)
7	現状把握	その他の医療機関の取組状況	全体	労働時間の管理の状況（勤怠管理システム等の導入、副業・兼業先も含めた適切な労働時間の把握、宿日直許可取得後の労働時間、自己研鑽の取扱い等）	厚生労働省調査又は都独自調査にて、年1回以上のモニタリングを想定	厚生労働省調査の実施スケジュールを踏まえて検討
8	現状把握	その他の医療機関の取組状況	全体	出産、育児、介護等の支援、多様な働き方を推進する環境整備（育児休暇・介護休暇の取得、院内保育・病児保育・学童保育の体制整備、介護サービスの整備や利用料補助、柔軟な勤務時間制度の整備（短時間勤務、時差出勤、変形労働時間制の導入、宿日直の免除）、相談窓口の設置等）	厚生労働省調査又は都独自調査にて、年1回以上のモニタリングを想定	厚生労働省調査の実施スケジュールを踏まえて検討
9	現状把握	その他の医療機関の取組状況	全体	その他の勤務環境改善の取組（労働時間管理等の労務管理に関する院内説明会・意見交換会、相談窓口の設置（各種ハラスメントに関するサポート体制の充実等）、職員満足度調査の実施等）	厚生労働省調査又は都独自調査にて、年1回以上のモニタリングを想定	厚生労働省調査の実施スケジュールを踏まえて検討
10	現状把握	その他の医療機関の取組状況	全体 <重点>	医師以外の医療従事者を含めた勤務環境改善の取組	厚生労働省調査又は都独自調査にて、年1回以上のモニタリングを想定	厚生労働省調査の実施スケジュールを踏まえて検討 より効果的なアプローチを検討する
11	現状把握	その他の医療機関の取組状況	全体	勤改センターに対しての、上記を踏まえた助言・相談等の技術的支援ニーズ	医療機関に対して通知等を発出する際に、過度な負担とならない範囲の簡単な意向調査の実施を想定	随時

No	STEP4	区分	区分	取組項目	把握方法（予定）	対応時期	課題に対する取組	対応時期
1	課題	特定労務管理対象機関の課題	特定	年の時間外・休日労働時間が1,860時間超となる懸念がある。	厚生労働省調査又は都独自調査にて、年1回以上のモニタリングを想定	厚生労働省調査の実施スケジュールを踏まえて検討（10月以降想定）	1,860時間を超過しないための取組検討、実施に関する助言及びフォローアップ	発覚後、可能な限り早期に対応（10～翌2月を想定）
2	課題	特定労務管理対象機関の課題	特定	医療機関勤務環境評価センターの評価結果に基づく改善が行われていない（3年後の特定労務管理対象機関の指定更新に向けた取組が進んでいない）。	暫定評価、最終評価の見直し後計画及び参考資料にて確認	暫定評価：2～3月 最終評価：5月 ※他調査結果等で確認が必要な医療機関には随時対応	最終評価の見直し後計画等を確認し、勤改センターとしての支援ニーズがあると思われる医療機関に対して利用勧奨	主に2～6月の、最終評価見直しが可能なタイミングを想定 ※求めがあれば随時対応
3	課題	地域医療体制確保加算、地域医療介護総合確保基金（区分6）の医療機関の課題	特定・加算	客観的な方法による労働時間の把握	最終評価の見直し後計画及び参考資料にて確認	最終評価：6月（G-MIS提出） ※他調査結果等で確認が必要な医療機関には随時対応	最終評価の見直し後計画等を確認し、勤改センターとしての支援ニーズがあると思われる医療機関に対して利用勧奨	主に7～12月を想定 ※求めがあれば随時対応
4	課題	地域医療体制確保加算、地域医療介護総合確保基金（区分6）の医療機関の課題	特定・加算	勤務環境改善にむけた業務の見直し等取組の立案	最終評価の見直し後計画及び参考資料にて確認	最終評価：6月（G-MIS提出） ※他調査結果等で確認が必要な医療機関には随時対応	最終評価の見直し後計画等を確認し、勤改センターとしての支援ニーズがあると思われる医療機関に対して利用勧奨	主に7～12月を想定 ※求めがあれば随時対応
5	課題	地域医療体制確保加算、地域医療介護総合確保基金（区分6）の医療機関の課題	特定・加算	取組実績を踏まえた医師労働時間短縮計画の見直し	最終評価の見直し後計画及び参考資料にて確認	最終評価：6月（G-MIS提出） ※他調査結果等で確認が必要な医療機関には随時対応	最終評価の見直し後計画等を確認し、勤改センターとしての支援ニーズがあると思われる医療機関に対して利用勧奨	主に7～12月を想定 ※求めがあれば随時対応
6	課題	その他の医療機関の課題	全体	多くの勤務医の、医師の働き方改革の制度理解の浸透	厚生労働省調査又は都独自調査にて、年1回以上のモニタリングを想定	厚生労働省調査の実施スケジュールを踏まえて検討（10月以降想定）	通知・パンフレット、メルマガ等による情報提供、講師派遣、地域関係団体等との協働セミナー開催、厚労省トップマネジメント研修参加勧奨、電話相談、訪問支援、個別相談会の開催等	年間通して実施（普及啓発セミナーは年2回実施）
7	課題	その他の医療機関の課題	全体 ＜重点＞	年の時間外・休日労働時間が960時間超となる懸念がある（新たな特定労務管理対象機関の指定が必要となる）	厚生労働省調査又は都独自調査にて、年1回以上のモニタリングを想定	厚生労働省調査の実施スケジュールを踏まえて検討（10月以降想定）	医師労働時間短縮計画の作成に関する支援	次年度に特例水準指定する必要がある場合、状況確認後早期に対応
8	課題	その他の医療機関の課題	全体	面接指導の実施体制	調査又は、時短計画の確認及び医療法第25条に基づく立入検査部門（医療安全課）との情報共有	随時	実施体制、導入設備等についての助言等、他院好事例の横展開等	随時
9	課題	その他の医療機関の課題	全体	宿日直許可を得た勤務時間中に発生したやむを得ない業務の労働時間の把握	調査又は、時短計画の確認及び医療法第25条に基づく立入検査部門（医療安全課）との情報共有	随時	実施体制、導入設備等についての助言等、他院好事例の横展開等	随時